

留萌市財政のゆくえを左右する病院事業会計

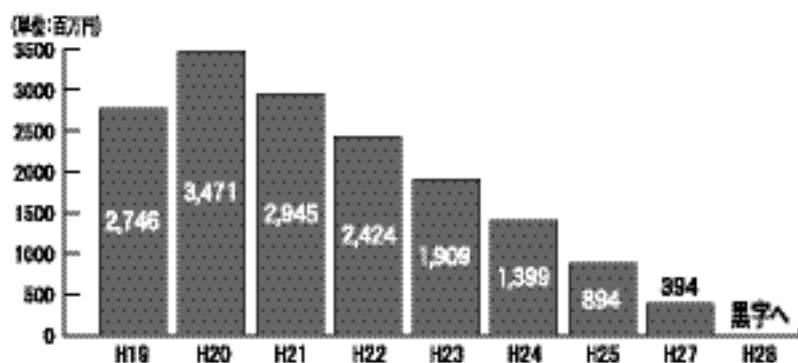
1 病院の不良債務は、H20年度末で約35億円

- ・市立病院の不良債務は、H19年度末で27億4600万円、H20年度末には34億7100万円になる見込み。
- ・このままの状況では、H21年度決算で留萌市は『財政再生団体』へ転落してしまいます。

そうならないために ↓ 留萌市立病院では

職員給与や診療体制などの見直しで経営改革を行い、H21年度以降は半年度での収支均衝(黒字化)を図ります

H20年度末までの不良債務を ↓ 一般会計がすべて解消します



一般会計は、不良債務解消支援として毎年約5億円を支援します。これにより、7年間で病院累積不良債務の約35億円をすべて解消させます。



財政の健全化

留萌市財政健全化計画の検討案

■ 計画の期間
公立病院特例債の償還期間に合わせ、7年間とします。

重点項目	
■ 救急・小児・周産期などの地域医療の確保	■ 子どもや高齢者が安心して暮らせるための配慮
■ 地域の自立と持続可能性の確保(雇用などの経済の活性化、地域社会基盤の維持)	

■ 改革の基本方針
財政再生団体転落を回避するために、市立病院は今後赤字が発生しないよう、経営改革を進めます。市は、市立病院の平成20年度末までの不良債務約35億円を全て解消します。

しかし、これほど巨額な支援を行うためには、重点項目に絞ったサービス展開を図り、これまで以上に厳しい行財政改革に取り組まなければなりません。

■ 目標
財政再生団体を回避し、健全団体を目指します。
市立病院は平成21年度以降単年度収支均衝(黒字化)を目指します。

財政健全化計画の検討案

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立により、これまで、一般会計と公営企業会計(病院・水道など)は区別して判断されてきた地方自治体の財政状況が全会計での決算状況で判断されることになりました。

留萌市は、市立病院の約35億円という巨額な不良債務などにより、『財政再生団体転落』の危機にあり

新たな財政健全化計画

今回の特集では、新たな財政健全化計画の検討案についてご説明します。今後、各地区で説明会を開催し、皆さんのご意見を取り入れながら計画を策定します。

平成19年度決算における留萌市の状況

留萌市は、病院事業会計が巨額の不良債務を抱えていることから、連結実質赤字比率が36.61%となり、H20年度の財政再生団体基準である40%に達しており、H23年度からの基準30%を既に超えている状況です。

健全化指標比率	基準		H19年度決算数値
	早期健全化	財政再生団体	
①実質赤字比率	13.75%	20.00%	36.61%
②連結実質赤字比率	18.75%	40.00%	36.61%
③実質公債費比率	25.0%	35.0%	12.4%
④将来負担比率	350.0%	-	259.9%

実質赤字比率：普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率：一般会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率：普通会計が負担する借金返済の標準財政規模に対する比率
将来負担比率：公営企業・国債借入等を含めた、普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率(公営企業会計)

病院事業会計・下水道事業特別会計において基準を大きく上回っており、経営健全化を早急に進めなければならない状況となっています。

公営企業(会計)名	基準	H19年度決算数値
病院事業会計(法適用)	20.0%	61.9%
下水道事業特別会計(法非適用)	20.0%	106.0%

※その他の公営企業会計については、資金不足はありません。

不良債務と病院特例債

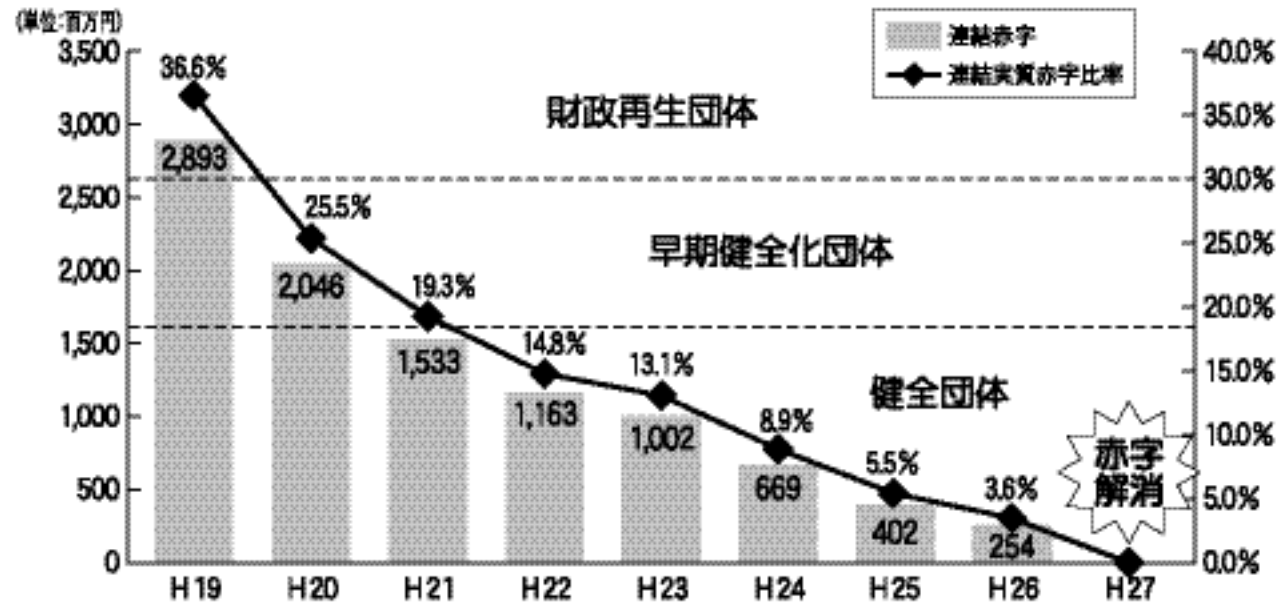
不良債務とは、現金が不足している状態を意味します。
この不足現金は金融機関からの短期借入(1年未満)により、補てんしなければならず、毎年、多額の利息が発生することになります。

一方、国が平成20年度に限り認める公立病院特例債とは、医師不足などにより、近年急激に拡大した不良債務を短期間で解消することが困難であることから、不良債務(短期借入)の一部を長期借入に振り替えることで、(新たな借金ではありません。)計画的に不良債務の解消を図る制度であり、その利息の一部は特別交付税として国から支援されます。

【ポイント】

- 不良債務「現金不足借金」
- 同じ借金でも、特例債は長期借入となり不良債務短期借入(が減少し、利息の一部は国から支援されます)。
- 特例債の発行により、不良債務は減少し、財政再生団体を回避することができるよう、市立病院は約18億円を発行する予定です。

4 改革の実行により、連結収支は改善する



留萌市は再生団体を回避し健全団体へ

市民の皆さんと情報を共有したい

これからの留萌市の未来に向けて

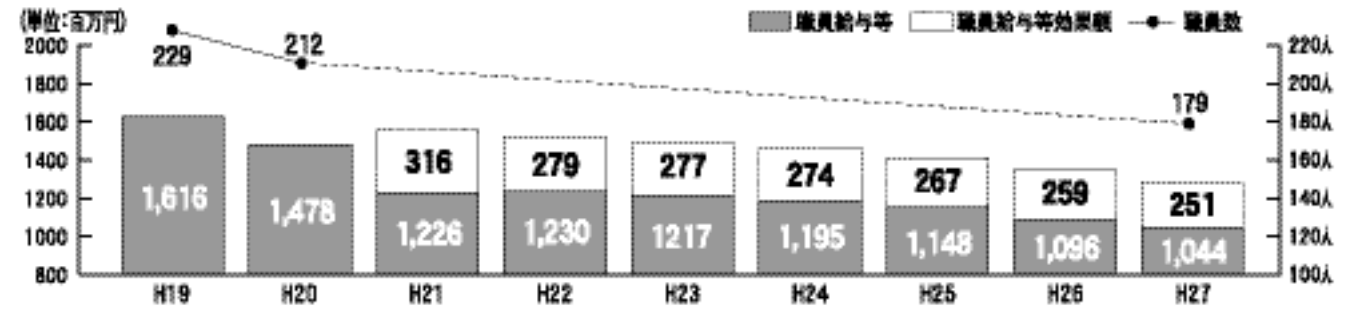


留萌市長 高橋 定敏

これまで市民の皆さまに、留萌市の財政が危機的状況であることを広報するものを通じてお伝えしてきました。財政再生団体への転落が現実味を帯びてきましたが、私たちはこれを絶対に避けなければなりません。くわえて、地域医療を守ることは、市民の生命を守ることであり、地域センター病院としての市立病院の義務でもあります。市は、市立病院に対して7年間で約35億円の支援を行うことを考えています。この財源を確保するには、市の職員給与などの削減をはじめ、市民サービスの見直しなど、皆さまにも負担

を求めなければなりません。市民と市、そして病院が一丸となり、この難局を打破したいと思えます。さて、各町内会長・自治会長の皆さまには、すでにご案内を差し上げておりますが、各町内会長・自治会長を対象とした意見交換の場として、「市政懇談会」を開催いたします。留萌市を取り巻く状況につきまして、今回特集しました「留萌市の財政健全化計画」のほか、「市立病院の改革プラン」、「健康の駅構想」、「支庁制度改革」など、これからの留萌市の未来に向けて、皆さまと情報の共有、さらには、検討をしていきたいと考えております。季節柄ご多忙の折とは存じますが、町内会長・自治会長または、代表の方のご出席をお願いいたします。

2 職員給与などの大幅な削減で、19億2300万円



3 市民サービスなどの見直しで、16億6600万円

見直し項目	検討内容
施設管理費	自主管理での運営や指定管理主体の統合など、全ての施設の運営を見直し/除雪車両の削減、ロードヒーティング面積の縮小/庁舎内の清掃委託の廃止などを検討
一般施策・事務的経費	法的義務付けがなく、重点項目以外のサービスの休業を含め検討
補助金	ガイドラインに基づき、全補助金をゼロベースから見直しを検討
市税・受益者負担	税率や使用料などを見直しの検討

改革基準について

- 1 組織、人件費
 - 人件費の更なる大幅な削減。
 - 退職者と年代別職員数のバランスに配慮し、最低限の組織の維持
- 2 市民サービス
 - まちの将来を考慮し、基本的な都市機能と、医療・教育・福祉・雇用などの市民生活を維持します。
 - 一般施策、事務経費の原則
 - 法令による義務的業務の継続と行政の基本機能の維持
 - 重点項目以外の法的義務付けのない裁量的業務事業の休業を含めた事業の見直し。
 - 維持管理経費の原則
 - 施設の耐用年数・耐震化対策などを考慮し、使用可能な施設を限定し、必要最小限の公共的機能を維持
 - 地域集会所、小規模公園などは、市民による自主運営をお願いし、引き受け困難な場合は休止。
 - 生活基盤として必要最小限の社会教育施設などは、一層の費用対効果を図り継続。ただし、青少年減免の見直し、冬期休館、冬期割り増し料金などを検討します。
- 3 収入の確保
 - 補助金の原則
 - 全ての補助金を、補助金等見直しガイドラインに沿って事務事業評価し判定。
 - 団体運営補助から事業費補助への転換を図り、イベント補助は廃止
 - 政策展開の原則
 - 投資事業は、既存施設の維持・延命を基本とし、重点項目に沿って必要最小限の整備
 - 臨時事業は、重点項目に絞って効果的に政策展開
- 4 その他
 - 収入確保
 - 悪質な滞納者に対する行政サービス制限など、収納対策全般を見直し、収納率の向上を徹底
 - ふるさと納税、広告料、市有地売却の促進
 - 市民負担
 - 受益者負担を導入
 - 市民負担に一定の配慮をしつつ、税率などの見直しを検討